

意見書案第1号

香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書について

三豊市議会会議規則第14条の規定により、上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月27日提出

三豊市議会議長 浜口 恭行 様

提出者 三豊市議会議員 西山 彰人

賛成者 三豊市議会議員 岩田 秀樹

賛成者 三豊市議会議員 三宅 静雄

賛成者 三豊市議会議員 詫間 政司

賛成者 三豊市議会議員 横山 強

賛成者 三豊市議会議員 丸戸 研二

賛成者 三豊市議会議員 石井 勢三

## 香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）は、戦後間もない1952年に、国民の食糧保障を国の責務とし、主要農産物である米・麦・大豆の優良な種子の生産とそれらの普及を都道府県に義務付けるために制定された。この法律に基づき、各都道府県は、郷土の気候風土に合った多様性に富む優良な種子の安定供給を続けてきた。こうしたことは、ユネスコ無形文化遺産である「和食」を我々がいかに大切に育んできたかを物語っている。しかしながら、こうして先人たちが築き上げてきた地方公共団体中心のシステムを法的に保障していた種子法は、産業のグローバル化や規制改革推進の流れの中では民間の品種開発意欲を阻害しているとの指摘を受け、2018年に廃止となった。

香川県においては、「香川県主要農作物採種事業実施要領」及び「香川県主要農作物採種事業実施細則」の改正により、種子法廃止前と変わらない優良な種子の安定供給体制の構築に努められているところであるが、県の責務として種子条例を制定することで、事業の法的根拠による保障が望まれる。ここ数年来、各地で問題となる異常気象などの気候変動への対応のためには、今まで以上に地域の気候風土に適応した種や苗が必要であると考えられ、県民の食糧保障の観点からも種子生産事業の盤石化は極めて重要である。また、他の都道府県においてもこうした動きが広がり、すでに31道県で種子条例が制定されている。また、農林水産省も「平成30年度食糧・農業・農村白書」の中で、こうした地域の独自性を反映した条例の制定等の動きについて、「このような現場での取組を尊重しつつ、引き続き、種子供給体制の整備に取り組んでいきます」と言及しているところである。

瀬戸内の温暖な気候に恵まれた香川県には、そうした気候風土によって育まれた多くの誇るべき食文化がある。古くから伝統的に栽培されてきた品種や農業振興のために開発した品種を次代へ永続的に繋いでいくためには、その種子を安価で安定的に農業者に提供することが必要不可欠であり、このことは、県民の「食の安心・安全などの食糧保障」や「食文化の伝承」にも大いに寄与するものである。

よって、県におかれては、早急に種子法に代わる本県独自の種子条例を制定されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月27日

三豊市議会議長 浜口 恭行

香川県知事 宛